

各部等の長 様

富津市長 高橋 恭市
(公印省略)

令和5年度当初予算編成方針について（通知）

このことについて、下記のとおり通知する。

記

1 財政の現状と基本方針

将来にわたる持続可能な行政経営の実現に向け、令和3年1月に、本市経営改革推進の指針とする「富津市中期財政計画【経営改革5か年計画】（令和3～7年度）」を策定し、身の丈に合った行政経営を再認識するとともに、選択と集中による真に必要な行政サービスへの重点化や財源の確保により財政基盤を強化するため、経営改革に取り組んでいるところである。

このような中、今年度作成した今後5年間の財政見通しでは、市税が大幅に減少する見込みであることに加え、学校や給食調理場、環境センターの更新など、市民の安全・安心を確保し、安定的な行政運営を行うために必要不可欠な大規模事業が予定されているほか、人件費や扶助費などの義務的経費の増加、また、物件費についても、昨今の物価や燃料費等の高騰に伴い、大幅な増加が見込まれている。

このことから、中期収支見込みでは、収支の均衡を図るため、市債を最大限に活用するとともに、財政調整基金の目標額である22億円を超える部分の活用、また、公共施設等マネジメント基金については、全額を繰り入れるなど、厳しい財政見通しとなっている。

令和5年度の当初予算編成にあたっては、このような厳しい財政見通しであることを全職員が再認識するとともに、時代の変化や市民ニーズを的確に捉え、「誇りと愛着を持てるまち ふつつ」の実現に向けた事業についても、費用対効果を十分に検討のうえ、要求されたい。

また、これまで以上に部局内外の連携と調整を十分に行い、事業の総点検やあらゆる財源の確保に努め、前例にとらわれず柔軟な発想により、創意工夫のもと予算要求に臨まれたい。

2 総括的事項

(1) 予算要求・査定方式

一件ごとの査定方式とするが、新規事業を要求する場合は、制度設計を十分に行うとともに、所期の目的を達成した事業を廃止するなど、事業のスクラップ・アンド・ビルドを基本とすること。

また、物件費等については、単に物価が高騰しているとの理由で増額とするのではなく、効率的な予算執行方法を検討するなど、経費の節減に努めること。

(2) PDCAサイクルの実施（事業シートの活用）

各事業の予算要求にあたっては、令和3年度決算事業シートを基に事業の総点検を行い、点検結果に基づく見直しを反映させること。

特に、「成果指標が目標値を達成していない場合」や「更なる改善が必要となる場合」などについては、その対応方針や改善内容を『事業の自己評価欄』に詳細に記載すること。

(3) 予算要求に係る創意工夫

当初予算要求は、事業内容を見直す契機と捉え、柔軟な発想や創意工夫により、各課等につき1項目以上、新たな財源の確保、また、経常経費や事業の見直しなどを実行することとし、その改善内容を別紙に記載すること。

(4) 中期収支見込み（令和5～9年度）の計上事業

計画的な財政運営を行うため、中期収支見込みに計上した事業を予算要求における基本的な事業とするが、より効果的・効率的に実施できるよう再度、事業内容及び事業費等の精査を行うこと。

(5) 公約の実現

公約（2期目）に係る事業については、実施方法を十分に検討したうえで、積極的に事業を推進するとともに、進捗状況を適切に管理し、最少の経費で最大の効果が得られるよう施策の制度設計を十分に行い要求すること。

3 歳入に関する事項

(1) 市税

経済及び税制の動向、課税客体の捕捉、情報収集を行うとともに、滞納処分の推進により徴収率を向上させ、税負担の公平性を担保すること。

(2) 地方譲与税及び交付金

配分基準、景気の動向及び地方財政計画の伸び率などを見極め、的確な収入見込額とすること。

(3) 使用料及び手数料

「使用料・手数料の見直し基本方針」に基づき、所要額を要求すること（見直しにあたっては、財政課と十分協議されたい。）。

(4) 国・県支出金

貴重な財源を確保し、できる限り一般財源を節減するため、国・県の予算の動向を迅速、かつ、的確に把握するとともに、新たな補助金や交付金制度などの情報収集に努め、再度総点検を実施すること。

(5) 財産収入

遊休地等の売却可能な普通財産は、積極的に売却を行うこと。

(6) 繰入金

特定目的基金については、当該基金の目的に則り、有効に活用すること。

(7) 市債

後年度の一般財源を圧迫する大きな要因であることから、その対象となる事業の効果はもとより、事業そのものの必要性にまで踏み込み、十分に内容を検討すること。

また、その元利償還金等が普通交付税の基準財政需要額に算入される起債を選択できるよう、必ず財政課と事前に調整すること。

(8) その他

先進自治体の事例等を参考に、あらゆる手法により財源の確保に努めるとともに、一般財源となる歳入については、市の全ての事業を実施するうえでの貴重な財源であるため、情報収集に努め、適切に見積もること。

4 歳出に関する事項

(1) 人件費

一般職人件費（時間外勤務手当などの変動分を含む。）については、職員配置見込み等を勘案のうえ、総務課で要求すること。

会計年度任用職員人件費については、総務課発出の通知に基づき、担当課で要求すること。ただし、会計年度任用職員の増員は、原則として認めない。

(2) 物件費

既定の事業に係る経費であっても、先例にとらわれない改善策を検討したうえで、適正な要求をすること。なお、単に物価が高騰しているとの理由で増額

とするのではなく、効率的な予算執行方法を検討するなど、経費の節減に努めること。

委託料については、時代の変化により不要となったものがないか、また、業務委託により効率化が図られるものがないかなど、実施方法の再検討を含め、見直しを行うこと。

(3) 維持補修費

公共施設の効用を保全するための経費であるとともに、国家賠償法における賠償責任の観点からも安全な水準を維持することが不可欠であり、これを担保することによって市民の安全・安心に直結することから、個別施設計画等を踏まえ、適切な所要額を要求すること。

(4) 扶助費

年々増加傾向にあり、中期収支見込みでは2.0%の伸びを見込んでいる。

過大な要求とならないよう適切に見積もるとともに、市単独の扶助費については、その必要性を再検討し、対象者、所得制限の導入、給付水準の見直し等を十分に検討すること。また、その特定財源については確実に確保すること。

(5) 補助費等（負担金、補助金等）

これまでの慣例にとらわれず、行政として支出すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方などについて、市民目線での見直しを検討すること。

また、その支出の目的、根拠、対象、効果を十分に調査・検証したうえで要求すること。

(6) 普通建設事業費

普通建設事業等については、財源確保の見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、原則として中期収支見込みに計上した事業以外は認めない。

また、設計にあたっては綿密な現地調査等により、事業内容及び事業費等の精査を行い、補正予算又は予算の流用が無いように留意されたい。

5 その他の事項

(1) 債務負担行為

後年度の財政負担を伴うものであり財政硬直化の要因となるため、特段の理由がない限り、原則として新規設定は行わない。

また、既に設定した事業についても事業効果を再検討し、見直しが可能な場合は見直しをすること。

(2) 特別会計

本予算編成方針を十分考慮のうえ要求すること。

また、一般会計から基準外の繰り入れを行わないことはもとより、基準内の繰り入れについても、経費節減や事務事業の合理化・効率化を行うこと。

(3) その他

経常的経費の補正予算又は予算の流用は原則として認めないので、事業費の見積り誤りなどには十分留意されたい。

上記に掲げるほか、詳細については「当初予算要求書作成要領」及び「当初予算経費別見積基準」を参照すること。

6 予算編成の日程

- | | |
|------------|---|
| (1) 要求期限 | 10月27日(木) |
| (2) 説明聴取 | 11月上旬(11月2日～) |
| (3) 編成過程公表 | 11月下旬(要求状況)、1月上旬(一次査定状況)、
2月中旬(最終査定状況) |
| (4) 査定 | 1月上旬まで |
| (5) 内示 | 1月13日(金) |
| (6) 議会提案 | 2月17日(金) |